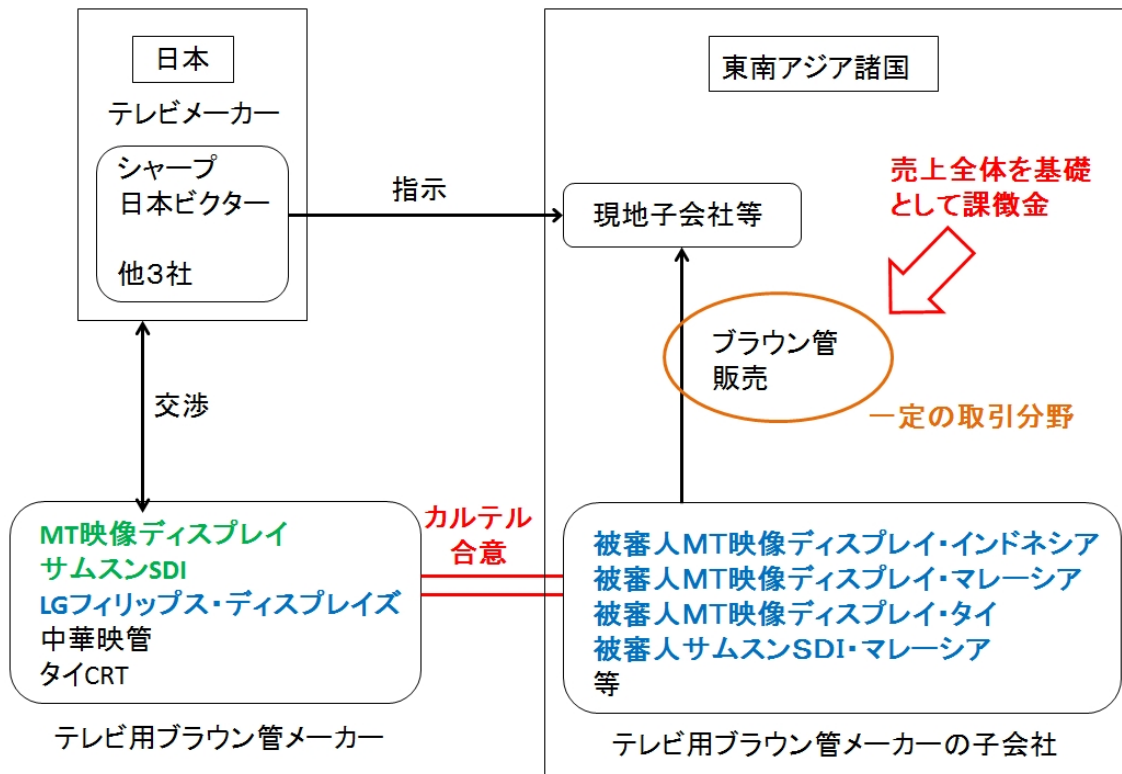


# 『独禁法の域外適用の拡張 -外国企業への課徴金納付命令を認めた初の審決-』



緑字: 排除措置命令対象企業

青字: 課徴金納付命令対象企業

## 1 はじめに

平成27年5月22日、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）は、東南アジアに所在するテレビ用ブラウン管メーカー計4社に対して、日本の独禁法違反に基づき、合計約32億円の課徴金納付命令を維持する審決を下した。課徴金納付命令を課せられた会社は、パナソニックグループに属するMT映像ディスプレイ・インドネシア、MT映像ディスプレイ・マレーシア、MT映像ディスプレイ・タイの3社、及びサムスングループに属するサムスンSDI・マレーシアである。

問題となった事案は、東南アジアに所在するブラウン管メーカーとその親会社が、東南アジアのテレビメーカーにブラウン管を販売するにあたり、

価格カルテルを行ったと認定されたものである。

公取委は、平成21年10月及び平成22年2月、このカルテルについて、日本の独占禁止法を適用し、しかも国外でのカルテル対象ブラウン管の売上全てを課徴金算定の基礎として、ブラウン管メーカーに多額の課徴金を課した。

本件は、日本の公取委が、カルテル事件で日本に拠点を有しない外国企業に課徴金納付命令を課した初めての事例である。

## 2 事案の概要

わが国のテレビメーカーであるシャープや日本ビクター他3社は、東南アジア諸国にブラウン管テレビの製造子会社、関連会社又は製造委託先会

社（以下、「現地子会社等」という。）を有していた。そして、わが国のテレビメーカーは、MT映像ディスプレイ等のテレビ用ブラウン管メーカーの中から現地子会社等にブラウン管を購入させるメーカーを選定し、選定したメーカーとの間で、現地子会社等が購入すべきブラウン管の仕様、1年ごとの購入予定数量の大枠、四半期ごとの購入価格や購入数量について、交渉していた。

また、テレビ用ブラウン管メーカーであるMT映像ディスプレイ、サムスンSDI、LGフィリップス・ディスプレイズ、中華映管、タイCRTと、それらの東南アジア諸国所在の子会社（被審人MT映像ディスプレイ・インドネシア、MT映像ディスプレイ・マレーシア、MT映像ディスプレイ・タイ、サムスンSDI・マレーシアを含む）の計11社は、現地子会社等向けのブラウン管の販売価格の安定を図るため、平成15年5月22日ころから平成19年3月30日ころまで、営業担当者による会合を日本国外で継続的に開いていた。会合では、四半期ごとに次の四半期におけるブラウン管の現地子会社等向けの販売価格として、各社が遵守すべき最低目標価格を設定することなどを合意していた（以下、「本件カルテル合意」という。）。本件カルテル合意は、MT映像ディスプレイほか4社のブラウン管メーカーが、わが国テレビメーカーとの上記交渉の際に提示すべきブラウン管の販売価格の最低目標価格等を設定するものであった。

公取委は、平成21年10月及び平成22年2月、本件カルテル合意が、一定の取引分野であるブラウン管の販売分野において、公共の利益に反して競争を実質的に制限したもので、日本の独禁法にいう不当な取引制限に当たると判断した。そして、11社のうち、MT映像ディスプレイ及びサムスンSDIに対して排除措置命令を下した。また、実際にブラウン管の製造販売を行っていた、MT映像ディスプレイ・インドネシア、サムスンSDI・マレーシア等合計6社に対して、ブラウン管の売上全体を基礎として、合計約43億円の課徴金納付命令を課した。

そのうち、2社が排除措置命令に対して公取委に不服を申し立て、4社が課徴金納付命令に対して不服を申し立てた。本稿では、そのうち後者を紹介する。

本件では、①本件カルテル合意にわが国の独占禁止法の適用が可能か、②国外におけるブラウン管の売上全体を課徴金算定の基礎にできるか、が争われた。

### 3 公正取引委員会の審決

#### (1) 争点①

公取委は、以下のように述べて日本の独禁法の適用を肯定した。

#### ア 本件における独占禁止法の適用についての基本的な考え方

事業者が日本国外において不当な取引制限に該当する行為に及んだ場合であっても、一定の取引分野における競争がわが国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、わが国独占禁止法が適用される。

#### イ 本件における一定の取引分野

本件において検討対象となる一定の取引分野は、東南アジア諸国のブラウン管メーカーからわが国のテレビメーカーの現地子会社等が購入する、テレビ用ブラウン管の販売分野である。

#### ウ 需要者

わが国のテレビメーカーは、現地子会社等が行うブラウン管テレビにかかる事業を統括するなどしていた。そして、わが国のテレビメーカーは、現地子会社等の意向を踏まえながらも、MT映像ディスプレイ等のブラウン管メーカーとの間で自ら交渉し、ブラウン管の購入価格などの重要な取引条件を決定したうえで、現地子会社等に対してその決定に沿った購入を指示して、ブラウン管を

購入させていた。このようなわが国テレビメーカーによる交渉、決定及びそれに基づく指示なくしては、現地子会社等が独自にブラウン管を購入することはできなかったといえる。そうすると、直接にブラウン管を購入したのが現地子会社等であるとしても、わが国のテレビメーカーの果たしていたこのような役割に照らせば、わが国のテレビメーカーと現地子会社等は、一体となってブラウン管を購入していたといえる。

また、ブラウン管メーカーとその子会社11社は、そのグループごとに、わが国のテレビメーカーを取引相手方と考慮して、販売価格などの重要な取引条件をめぐって競い合う関係にあったといえる。したがって、購入価格等の重要な取引条件を決定していたわが国テレビメーカーは、11社がそのような競争を行うことを期待する地位にあったといえることができる。

これらの点を考慮すれば、わが国テレビメーカーは本件のブラウン管の需要者であり、本件ブラウン管の販売分野における競争は、主としてわが国に所在する需要者をめぐって行われるものであったといえることができる。

## エ 競争制限

本件カルテル合意により、本件一定の取引分野におけるブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたといえるから、11社は、本件ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限したと認められる。

## オ 小括

以上から、一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争が主としてわが国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、そこにおける競争が実質的に制限されたといえるから、本件にわが国の独占禁止法を適用することができる。

### (2) 争点②

次に、公取委は、以下のように述べて、現地子

会社等に販売した本件カルテル合意対象のブラウン管の売上全体に基づいて、課徴金を計算するとした。

課徴金の算定の基礎となる売上をもたらした商品とは、違反行為の対象となった商品の範疇に属し、違反行為である相互拘束を受けたものをいう。

本件では、現地子会社等に販売したブラウン管が、違反行為たる本件カルテル合意の対象商品の範疇に属し、また、本件カルテル合意によって相互拘束を受けたことは明らかである。したがって、現地子会社等に販売した本件カルテル合意対象のブラウン管の売上全体に基づいて、課徴金は計算されるべきである。

これに対し、被審人は、課徴金は、日本国内において対価の維持又は競争制限効果が及んだ商品が引き渡された場合の売上額に限られるべきと主張した。しかし、独禁法の規定では、課徴金の対象として外国における取引の売上を除いておらず、また、競争制限効果が及んだ商品が日本国内において引き渡された場合の売上額に限るという要件もないとして、公取委は被審人の主張を排斥した。

## 4 Practical tips

わが国の公取委は、初めて、カルテル事件について、外国企業に課徴金納付を命じる判断を行った。

### (1) 日本の独禁法の適用

これまで、通説及び公取委は、国外で行われた行為について、取引の需要者が日本に所在していることから、日本の一定の取引分野に影響を及ぼす場合に、日本の独禁法の適用を及ぼすことができると考えていた。審決が、取引の需要者が日本に所在することから、日本の独禁法の適用があるとした点は、従前の考え方の枠内の判断であるといえる。しかし、形式的な商品の購入者が日本国外に所在していたとしても、日本の親会社たるテレビメーカーが実質的に重要な取引条件を決定し



ていたことなどから日本のテレビメーカーを需要者と判断し、日本の独禁法を適用した点は、域外適用の範囲を一步拡大したものと評価できよう。

審決によれば、会合の開催から合意の実施としての契約の完了まですべて日本国外で行う取引であり、かつ、日本国外の企業が取引の相手方である場合であっても、背後で日本の事業者が取引内容を実質的に交渉、決定及び指示を行っていた場合には、日本の独禁法が適用される可能性がある。しかも、審決によれば、外国企業がそのことを認識していなくても、独禁法違反とされる。したがって、外国企業にとって、日本の独禁法が適用される範囲について予測することは一層難しくなったと考えられる。

## (2) 課徴金算定の基礎

国外で行われたカルテル合意について、課徴金は、日本国内の需要者向けの販売による売上の額に基づいて計算されるべきであるとの見解が有力であった。しかし、本件で公取委は、現地子会社等が購入したブラウン管を組み込んだテレビが日本国内で引き渡されたか否かを考慮することなく、現地子会社等に納入された本件カルテル合意対象のブラウン管の売上全体に基づいて課徴金を計算すべきとしている。これは、これまでの有力な考えとは異なるもののように思われる。

今後は、カルテルによる拘束が及んでいる商品である限り、商品が日本向けであったか否かに関わらず、商品の売上全体について、課徴金の対象とされる可能性がある。小田切委員が補足意見で述べるように、日本国外での商品売上全体を課徴金の対象にすると、現地の行政機関が現地の独禁法を適用して課徴金を課した場合、不利益処分の重複が起きる可能性があり、企業にとっての不利益が著しい。このような不利益を防ぐため、取引条件を実質的に交渉、決定しているのは誰かという観点から商品の需要者を調査し、日本国内の企業が実質的な決定者であると考えられる場合に

は、日本の公取委にも課徴金減免申請を行うことを考慮すべきである。

近時は、経済の国際化ともあいまって、米国、EU、中国など各国の独占禁止法の域外適用が積極的に行われるようになってきている。日本の独占禁止法の域外適用が今後どの程度広がるか、注目される。

### 執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 落合 馨

### 阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。